

フリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する支援を求める意見書

文部科学省が実施した令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校の児童生徒数は約34万6千人にのぼり、その数は年々増加している。

こうした状況下で、民間のフリースクール等は、さまざまな事情により学校生活になじめずにいる子どもたちの居場所であり、学びの場として重要な役割を果たしている。

しかしながら、フリースクール等は、学校教育法に基づく学校に該当せず、公的な支援もないため、その運営は大変厳しい。また、保護者にとっても利用料や通所費など負担が大きく、経済的理由で利用を諦める家庭も多い。

国は、教育機会均等法の中でも学校以外の場における学校活動を行う不登校児童生徒に対する支援を謳い、必要な措置を講じることを定めている。増加する学校になじめない子どもたちにも多様な学びの場が保証されるよう、下記の示す学校外のフリースクール等への支援を適切に行うことを求める。

記

- 1 不登校児童生徒やフリースクール等に関する詳細な実態調査を実施し、実態に即したきめ細かな施策を実施すること。
- 2 不登校児童生徒が、家庭の事情に関係なくフリースクール等での学びの機会を確保するため、保護者の負担軽減に資する経済的支援を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

袋井市議会議長 鈴木弘睦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 様